

令和2年3月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第1号	伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>機構改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>文教福祉委員会及び建設水道委員会の所管をそれぞれ改めるもの</p>	議事調査課
第2号	伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>引用する法律名及び条ずれを改めるもの</p>	市民税課
第3号	伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に関し必要な事項を定めることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額を定めるもの</p>	職員課

<p>第 4 号</p>	<p>伊勢崎市手数料 条例の一部を改 正する条例</p>	<p><b>【理由】</b></p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に 係る関係者の利便性の向上並びに行政運営 の簡素化及び効率化を図るための行政手続 等における情報通信の技術の利用に関する 法律等の一部を改正する法律による住民基 本台帳法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法 律の一部改正に伴い、改正の必要を認めた もの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 第 1 条関係（住民基本台帳法の一部改 正）</p> <p>住民票の除票の写し、除票記載事項証明 書及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制 度化されたことに伴い、当該交付に係る手 数料を定めるもの</p> <p>(2) 第 2 条関係（行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関 する法律の一部改正）</p> <p>通知カードが廃止されることに伴い、当 該カードの再交付に係る手数料を削るもの</p>	<p>市民課</p>
<p>第 5 号</p>	<p>伊勢崎市印鑑条 例の一部を改正 する条例</p>	<p><b>【理由】</b></p> <p>印鑑の登録資格の権利制限を見直すこと に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整 備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 印鑑の登録資格について、成年被後見 人の一律な権利制限を見直し、意思能力 の有無を個別的・実質的に判断するよう</p>	<p>市民課</p>

		改めるもの (2) その他条文の整備を図るもの	
第6号	伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を確保するため国民健康保険税基礎課税額等を見直すこと及び減免規定を整備することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 国民健康保険税基礎課税額に係る所得割率、均等割額及び平等割額を改正するもの</p> <p>(2) 後期高齢者支援金課税額に係る所得割率及び均等割額を改正するもの</p> <p>(3) 介護納付金課税額に係る所得割率、均等割額及び平等割額を改正するもの</p> <p>(4) 刑事施設等に収容された被保険者に対する減免に係る規定を整備するもの</p> <p>(5) 旧被扶養者に対する減免申請期限を削るもの</p>	国民健康保険課
第7号	伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 国の基準に従い、放課後児童支援員の資格要件について、指定都市の長が行う研修を修了したものを加えるもの</p> <p>(2) その他条文の整備を図るもの</p>	子育て支援課

第 8 号	伊勢崎市児童遊園条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>上之宮児童遊園を消防団第1方面隊第1分団詰所の移転先とするため、当該児童遊園を廃止することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>別表から伊勢崎市上之宮児童遊園の項を削るもの</p>	子育て支援課
第 9 号	伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>群馬県小口資金融資促進制度に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>資金の借換えを令和2年度も可能とするもの</p>	商工労働課
第 1 0 号	伊勢崎市道路構造条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>道路構造令の一部を改正する政令による道路構造令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 自転車通行帯の設置要件を規定するもの</p> <p>(2) 自転車道の設置要件に第3種第4級及び第5級又は第4種第3級及び第4級の道路を除く規定を加えるもの</p> <p>(3) 附則で伊勢崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正するもの</p>	土木課
第 1 1 号	伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>市営住宅の入居者資格及び入居手続並びに入居者の費用負担を見直すこと並びに民</p>	住宅課

		<p>法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 収入の少ない60歳未満の単身者の居住の安定を図るため、入居者資格のうち同居親族要件を改めるもの</p> <p>(2) 近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえ、連帯保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されるため、連帯保証人を不要とするもの</p> <p>(3) 入居者の費用負担の見直しを図るもの</p> <p>(4) 民法の一部改正に伴い、法定利率が変更されるため、年5分から民法に定める利率によるものと改めるもの</p>	
第12号	伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>機能別消防団員の導入に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>機能別消防団員について必要な事項を定めるもの</p>	消防本部 総務課
第13号	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 個人市民税関係</p> <p>(7) 非課税措置の対象から単身児童扶養者を削ることにより、扶養親族等</p>	市民税課

		<p>申告書へ単身児童扶養者である旨の記載を不要とするもの</p> <p>(イ) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するもの</p> <p>(ウ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するもの</p> <p>イ 法人市民税関係</p> <p>引用する項ずれを改めるもの</p> <p>ウ 市たばこ税関係</p> <p>(7) 課税免除の適用に当たり必要な手続を簡素化するもの</p> <p>(イ) 引用する項ずれを改めるもの</p> <p>エ 固定資産税関係</p> <p>(7) 引用する項ずれ等を改めるもの</p> <p>(イ) その他条文の整備を図るもの</p> <p>(2) 第2条から第5条関係</p> <p>その他条文の整備を図るもの</p> <p>(3) 第6条関係</p> <p>ア 個人市民税関係</p> <p>(7) 単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るもの</p> <p>(イ) その他条文の整備を図るもの</p>	
第14号	伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p>	資産税課

		<p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 引用する項ずれを改めるもの</p> <p>(2) その他条文の整備を図るもの</p>	
第15号	伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地方税法施行令の一部を改正する政令による地方税法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に改めるもの</p> <p>(2) 介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に改めるもの</p> <p>(3) 5割減額対象世帯の減額所得基準について、被保険者1人につき加算する金額を28万円から28万5,000円に改めるもの</p> <p>(4) 2割減額対象世帯の減額所得基準について、被保険者1人につき加算する金額を51万円から52万円に改めるもの</p>	国民健康保険課
第16号	伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 介護保険法施行令（以下「令」という。）第39条第1項第1号に該当する被保険者の保険料の減額賦課について、令和2年度の保険料率を21,900円とするもの</p>	介護保険課

		<p>(2) 令第39条第1項第2号に該当する被保険者の保険料の減額賦課について、令和2年度の保険料率を36,400円とするもの</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に該当する被保険者の保険料の減額賦課について、令和2年度の保険料率を51,000円とするもの</p>	
--	--	---	--